

2024年度事業計画

I 航空の事業環境など

1. 経済状況と空港の現状

2023年5月には、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行し、30年ぶりの高い賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きがみられ、2024年3月には34年ぶりにバブル期に記録した日経平均株価の最高値を更新しました。

一方、企業の業績回復、収益改善が続いているものの、海外景気の下振れリスクや令和6年能登半島地震の影響など注意する必要があるとされています。

2023年の日本国内における乗降客数は、国内線で212百万人、国際線72百万人、合計284百万人となっています。暦年では、2019年の333百万人までは届きませんが、着実に回復しています。

また、2023年の年間訪日客数は、25百万人となっており、4月の水際措置撤廃以降、訪日外客数は右肩上がりで回復しています。単月では10月で初めて2019年同月比100%を超えており年間累計では2019年比78.6%と8割程度まで回復が進んでいます。

インバウンド需要は着実に回復しているものの、関東圏に比べ地方は回復に遅れが出ています。また、地域的には中国からの訪日回復に遅れが見られる一方で欧米や豪州、東南アジアからの訪日客が増加しています。

2. 空港の課題

現在、日本では団塊の世代に生まれたすべての人が後期高齢者に達し、社会保障費（医療・介護）の負担増や人手不足、人材不足が深刻化する2025年問題に直面しています。航空の職場においても大きな課題となっています。

特に空港業務（保安検査、グラハン）は、航空機の運航に必要不可欠な空港業務であり、従前から厳しい労働環境により人員不足が懸念されていましたが、新型コロナウィルス感染拡大による航空需要の激減により、検査員、作業員が約2割減少となりました。また、コロナ禍によって「脆弱な業界」というイメージが定着し、以前から懸念されていた、厳しい労働環境等の抜本的な課題が解決していないこともあります。若者等から敬遠されて、離職者の増加、採用競争力の低下という課題に直面しています。

脱炭素に向けて、2020年10月に2050年カーボンニュートラル目標が設定され、2021年には、地球温暖化対策計画において2030年度に温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けることとされています。

航空においては、航空法に基づき航空分野全体の脱炭素推進のために「航空脱炭素化推進基本方針」が定められました。空港分野において、政府は空港管理者等による空港施設・空港車輛からの省エネ化等の取組みや空港における再エネ拠点化等を推進するとともに、取り組むべき指針となるガイドライン等を作成するほか、空港管理者、空港関係事業者及び再エネ技術等を有する事業者が知見を共有する、協力体制を構築するために必要な環境整備を行うこととなっています。

また、基本方針には空港関係事業者として、空港脱炭素化に対する意識を持つこと、温室効果ガスの排出量等の把握、目標達成に向けた脱炭素の取組みの実施など基本的な措置が定められています。

持続可能な航空サービスのために、社会、環境、経済を持続的な形で発展させるサステナビリティの取組が必要となっています。

令和5年3月31日に観光立国の実現に関する基本的な計画として新たな「観光立国推進基本計画」が閣議決定されました。観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり、インバウンド回復、国内交流拡大の3つの戦略に取り組むこととなっています。

国内交流拡大戦略においては、コロナ禍を経て、インバウンドに比べた外的要因に対する強靭さが示された国内旅行市場について重要性が示され、高齢者等の旅行需要喚起のためのユニバーサルツーリズムの推進や共生社会の実現に向けたユニバーサルデザインの推進が掲げられています。

今後、政府の本格的なインバウンド回復に向けた取り組みによる国際線の復便や増便、国内旅行需要の喚起に対応した、観光振興・旅客サービスが必要となります。

2024年1月1日に石川県能登半島を襲った大地震、2日には羽田空港での航空機事故と連続して大規模な災害と事故が発生しました。

防災については、「観光立国推進基本計画」において、全国95空港で策定された空港「A2-BCP」により航空旅客が、適切に情報を収集し、安全に非難し、全ての滞留者が一定期間、安全、安心に空港内に滞在できるよう受け入れ態勢を構築するとともに空港のアクセス確保について空港事業者等の関係機関との連携を図り総括的なアクセス交通マネジメントの体制を構築するとされています。

航空局では、「観光立国推進基本計画」の空港における災害対策や近年の気象変動により激甚化・頻発化している自然災害に対応するため、災害への取組や災害の発生状況等を踏まえ、「A2-BCP」の実効性を強化するための方

策の検討が行われています。

また、航空需要の拡大や航空セキュリティの重要性の高まりに適切に対応できるよう有識者会議での議論を踏まえて、昨年6月に保安検査の厳格性と旅客利便性の確保のため実施主体の空港管理者への見直しの方向性が出されました。

激甚化する風水害や切迫する大規模地震等自然災害へ備えるとともに、航空機を利用して移動される方、空港の施設などを利用される方等の安全・安心の確保が必要となっています。

II 組織活動

1. 協会活動

空港を取り巻く状況を踏まえ、以下のことについて重点に取り組むこととします。

○航空サービスのサステナビリティの取組み

社会の課題となっている、脱炭素等の環境の課題、運航に直結する人材、人員等の社会の課題等航空サービスが持続可能な形で維持・発展できるようサステナビリティに取組みます。

○ネットワーク等を活用した観光振興、旅客利便の向上

令和5年3月31日閣議決定された「観光立国推進基本計画」を踏まえ、空港がボトルネックとならないよう会員等のネットワークを活用して、観光振興、旅客利便の向上に取り組みます。

○自然災害への備えと空港利用者等の安全・安心の確保

航空局において開催される「A2-BCP」の実効性を強化する検討会等を踏まえ、空港職員、空港利用者及び空港施設の防災、安全の確保を支援します。

また、保安検査の厳格性と旅客利便性の確保のための実施主体の空港管理者への見直しについて、航空局の動きを見据え適切な対応を行います。

2. 常設委員会

常設する、総務委員会、CS委員会、保安防災委員会、施設・技術委員会、地域振興委員会の5委員会において、各委員会の目的とする協会の活動を行います。

各委員会では、概ね年4回の委員会の中で、協会の2024年度重点事項についても、委員会の目的に合わせたより具体的なテーマにブレイクダウンしたうえで、進捗確認、成果報告等を行い委員の知識の醸成、会員への必要な情報の共有等の取組みを行います。

また、セミナー等を開催する委員会においては、重点事項や直面する課題をテーマとしたセミナー等を企画、開催します。

さらに、関係する政策等に対応し、会員への有益な情報の入手・共有、航空局等との意見・情報交換等を行います。

3. 空港運営事業者懇談会

コンセッション空港におけるベストプラクティスの展開や関係する企業における先進的な技術、取組み等の共有を行います。また、コンセッション空港の抱える課題等について関係者との意見交換に向けた諸課題を抽出・整理したうえで対応策等の検討を行います。

4. 会員サービス及び広報活動

協会会員のためのサービスを充実させることに努め、機関誌等の定期発行を行い協会の事業を多くの方に知っていただくよう広報を行います。

- ・会員向け協会保険制度
- ・機関誌「Air Terminal」
- ・全国空港事業者要覧の発行等

5. 航空関係事業者及び関係団体との連携

従来から連携や協力をを行っている事業者や団体等に加え。2023年9月発足した空港グランドハンドリング協会とも連携を行い、協会の取組みをより有用なものとします。

6. その他の活動

移動円滑化評議会議や（公社）日本観光振興協会等が主催する各種会議への出席、空港事業に関する情報の入手・共有を図ります。